

主な審議内容

令和元年度補正予算

町有財産管理費に電気料380万円を追加補正する理由は、

8月1日付けで寄附を受け、た旧スーパーアグリ建物の建物に要する電気料である。

2階のレストランは営業しているが、スーパースーパー部分は休店中であることから電気料の節約はできないか。また、レストラン経営者との契約内容は、

現在の電気契約は、高圧電力の契約となつている。高圧電力から低圧電力に変更するとなると、かなりの経費を要する必要があることから、高圧電力の契約のままとしている。

また、レストランとの契約は、従前の建物所有者であった豊頃町農協の契約を踏襲しており、建物使用料と電気代という契約である。

こどもプラザとよころの正面玄関改修工事について、工事概要は、

冬季に向けて児童の安全を確保するため、正面玄関ポーチの一部にラバーマットを敷く工事を行う。

ジュエリーアイス観光振興事業として仮設トイレ使用料を計上しているが、前年度と比較して大幅な増額となっている理由は、

前シーズンの実績やジュエリーハウス出店者、関係機関、地域住民からの要望を受けて、これまで1月10日頃から使用開始していた仮設トイレを12月20日頃から翌年3月上旬まで延長して使用するため。



ジュエリーアイス観光客への仮設トイレ

平成30年度決算

町財政の財源は、50%近くを国に依存している。

広報とよころ

議会だより

役場だより

方、町税は、12.7%となつていますが、町税の割合を増やす方策は、

町税を伸ばすには、第1次産業の農業、漁業が豊作、豊漁であれば、所得の増加により増えると考えている。また、人口が増加する企業誘致もそうである。

気象観測装置について、正確な気象データが取れないとの指摘がある。基幹産業の農業に関わることであり、緊急に更新が必要では、

経年劣化が進んでおり、計画的な更新が必要と考えている。新年度に向けて、機器の見直しを検討していきたい。

昨年度購入した除雪グレーダは、作業に慣れた方しか運転できないのではないかと聞く。除雪オペレータは減少しており、また若い方ばかりではないことから、今後は誰にでも作業できるような車両を購入すべきではないか。

購入した除雪グレーダは、ハンドルがなく、スティックの操作で走行する車両であり、現在は町の運転手2名が対応できる。最近では、建設機械においても同じような方法で走行する車両が

とから、対象者は把握できない。Q 広報紙等で制度を周知する考えは。A 宮口町長 広報とよころ8月号に制度の内容を掲載し、北海道が作成したチラシを窓口に設置するなどしており、今後も制度の周知に努力していきたい。

今年4月、政府は、旧優生保護法下で優生手術を受けた方に対して一時金の支給を決定し、請求の受付を行っています。くわしくは、広報とよころ8月号7ページをご覧ください。

町内において、身寄りのない独居の高齢者または配偶者の入院等で独居状態の方はどのくらいいるか。

町内では、優生手術に関する医療機関や障害者施設等がなかったことから、関係書類や資料がなく、また職員の知る限りでは相談事例等もない

身寄りのない独居高齢者への支援策は難しい。

身寄りのない独居の高齢者を支えるため、成年後見人制度の活用が必要と考えている。個人で行うことは非常に大変なため、行政として、訪問する担当保健師が成年後見人となることはできないか。

成年後見人制度は、個人の財産等にまで関与するもので、法的な認識がなければかえって迷惑をかける場合もある。成年後見人を必要とするような場合は、顧問弁護士に相談するなどして対応を検討していきたい。

身寄りのない独居の高齢者のほか、高齢者施設、特に認知症対応のグループホーム入所者には自分で判断できない方もおり、その方たちの財産を保持するために、成年後見人が必要と考えるが、

独居の高齢者を保健師や、まごころ通信員等が訪問するときに、有事の場合の連絡先を把握するなど対応をすることも、成年後見人制度については、今後できるだけ努力していきたい。



十弗市街の公営住宅

増えており、同様の機械の運転に慣れている方であれば対応は十分できると考えている。

十弗市街の公営住宅は、現在入居している方が退去した時点で、解体する方向で考えている。また、町全体の住宅政策については、公営住宅の建設と民間住宅建設への助成制度により、ある程度の数は確保しているが、これからは幼児から高齢者まで安心して暮らせるまちづくりに向け、住宅を整備していきたい。

公共施設への点字ブロックの設置は



杉野 好行 議員

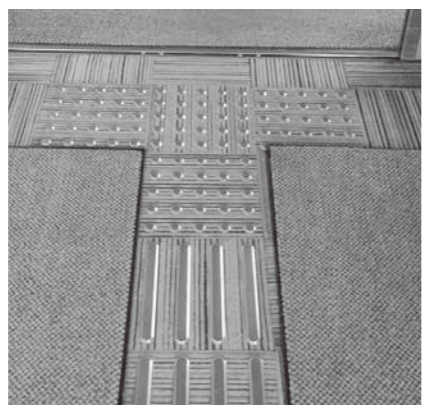
役場庁舎や公共施設の中に点字ブロックの設置が見られないが、今後の考えは、

宮口町長

える夢館に点字ブロックは設置しているが、役場庁舎をはじめその他の公共施設には設置していない。今後、施設の建替えや改修のときに、点字ブロックの導入の検討をしていきたい。

役場庁舎は、1階に住民課の

一般質問



える夢館玄関に設置の点字ブロック

旧優生保護法の被害者支援法が施行されたが、町内に対象者はいるのか。

宮口町長

旧優生保護法の被害者支援法が施行されたが、町内に対象者はいるのか。町内には、優生手術に関する医療機関や障害者施設等がなかったことから、関係書類や資料がなく、また職員の知る限りでは相談事例等もない

広報とよころ

議会だより

役場だより